

企画競争実施の公示

平成30年2月2日

近畿地方整備局長

池田 豊人

次のとおり、企画提案書の提出を招請します。

1. 業務概要

(1)業務名 平成30年度近畿地方整備局ホームページ運営支援業務

(2)業務内容

本業務は、近畿地方整備局で展開する広報活動のうち、専門知識を必要とするウェブを使った広報活動に関する支援を目的とする。

下記のと通りの業務を行う。

1) ホームページ・イントラサイトに関する企画・編集

① インターネット広報の効果向上対策及びウェブアクセシビリティの改善検討

② CMSを使ったホームページの更新作業

③ CMS管理外のホームページの更新作業

④ テンプレートの改修・追加

⑤ イントラサイトのページ更新作業

⑥ ウェブアクセシビリティの改善作業

2) CMS保守

CMS基幹ソフトサポートの契約締結・プログラム更新

(3)履行期限 平成31年3月29日

2. 企画競争参加資格要件

(1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成28・29・30年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」の近畿地域の競争参加資格を有すること。

(3) 企画提案書等の受領期限の日から見積の時までの期間に、近畿地方整備局長から指名停止を受けていないこと。

(4) 下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務実績は含まない）において1件以上の実績を有すること。

同種業務：官公庁（注意1）におけるCMS（コンテンツマネジメントシステム）によるホームページの作成または運営支援業務

類似業務：官公庁（注意1）以外におけるCMSによるホームページの作成または運営支援業務

(5)配置予定主任技術者（以下「主たる担当者」という。）は、下記に示される同種又は類似業務について、平成19年度以降公示日までに完了した業務（再委託による業務の実績は含まない）において1件以上の実績を有すること

同種業務：官公庁（注意1）におけるCMS（コンテンツマネジメントシステム）によるホームページの作成または運営支援業務

類似業務：官公庁（注意1）以外におけるCMSによるホームページの作成または運営支援業務

(6)近畿地方整備局長から企画競争実施にかかる説明書の交付を受けた者であること。

(7)会社更生法に基づき更正手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者（競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きを行った者を除く。）でないこと。

(8)警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省が発注する業務等からの排除要請があり、当該状態が継続しているものではないこと。

注意1)官公庁とは、国の機関、都道府県、政令市、独立行政法人、国立学校法人、特殊法人（注意2）をいう。

注意2)特殊法人とは、総務省設置法第4条第15号に基づく、合計33法人（平成29年4月1日現在）

3. 手続等

(1)担当部局

〒540-8586 大阪府大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第一号館
国土交通省 近畿地方整備局 総務部 契約課 購買第二係
電話 06-6942-1141（代） 内線 2538

(2)説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成30年2月2日（金）から平成30年2月19日（月）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から16時00分まで

交付場所：上記3.（1）に同じ。

交付方法：書面により交付を行う。なお、郵送（着払）による交付を希望する場合は交付場所に問い合わせること。

(3)企画提案書の提出期限、場所及び方法

提出期限：平成30年2月19日（月）16時00分

提出場所：上記3.（1）に同じ。

提出方法：持参、郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）に限る。ただし、持参による場合は、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、9時30分から16時00分に持参すること。

(4)企画提案に関するヒアリングの有無、日時及び場所

ヒアリング:実施する

実施日:平成30年2月21日（水）（予備日:平成30年2月22日（木））

場所:大阪合同庁舎第1号館 近畿地方整備局会議室

そ の 他：ヒアリングの時間、会場及び留意事項は別途通知する。

4. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3.(1)に同じ。
- (3) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提出者側の負担とする。
- (4) 提出された企画提案書は、当該提出者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 企画提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、記載を行った提出者に対して指名停止を行うことがある。
- (6) 特定した提案内容については、国等の行政機関の情報公開法に基づき、開示請求があった場合、あらかじめ「開示」を予定している書類とする。
- (7) 提案が特定された者は、企画競争の実施の結果、最適な者として特定したものであるが、会計法令に基づく契約手続の完了までは、国との契約関係を生じるものではない。
- (8) その他の詳細は説明書による。